

ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、ひきこもり支援職業体験モデル事業業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、別紙仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に対する委託料は金_____円（うち消費税及び地方消費税金_____円）とする。

2 前項の委託料のほか、委託業務における生活困窮者の支援実績人数に応じて生活困窮者1人当たり金_____円（うち消費前及び地方消費税金_____円）を前項の委託料に加算する。ただし、加算額の合計は金_____円を上限とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第8条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(報告等)

第10条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

2 乙は、ひきこもり状態にある者のインターンシップが終了する毎に、速やかに別添様式1により県に報告するものとする。

(実績報告)

第11条 乙は、全ての委託業務が終了したときは、速やかに別添様式2により仕様書に基づく報告書等を甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条に規定する委託業務実績報告書等の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託業務が契約の内容に適合するか検査を行うものとする。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の額の確定)

第13条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めるときは、委託料等確定通知書により乙に対して通知するものとする。

(委託料の支払い)

第14条 乙は、前条の委託料等確定通知を受けた後に別添様式3により請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料及び加算額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(前金払)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要があると認めるときは、乙は別添様式4により、第4条に規定する委託料の額の1/2を上限として、前金払を請求できるものとし、甲は、乙から前金払に係る適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 乙は、第13条の委託料等確定通知書の額と既に前金払を受けている額を比較して、甲に対し、別添様式5により不足する額を請求するものとする。

- 3 甲は前項の適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料等を支払うものとし、甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合については、前条第2項の例により遅延利息を支払う。

(契約解除による委託料の返納)

第16条 乙は、第18条又は第20条第2項の規定により、契約期間満了前に本契約を解除された場合において、前金払により支払を受けた委託料のうち甲が指定する金額（以下「返納額」という。）を甲に返納しなければならない。この場合において返納すべき額は日割り計算によるものとする。

- 2 乙は、返納額を契約解除の日から甲の指定する日（以下「返納期限」という。）までに甲に返納しなければならない。
- 3 乙が、その責めに期すべき事由によって、返納期限までに返納額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、遅延委託金の全額が100円未満であるときは、この限りでない。

(延滞違約金)

第17条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少なくと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第20条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)

第19条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第20条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

- 2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「個人情報保護責任者」という。）を選任し、書面（別紙様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又は個人情報保護責任者に変更のあったときも同様とする。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：_____）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことに正当な理由があるとき。

2 乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により甲に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。

- (2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。
- (3) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。
- (4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。
- (5) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (6) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。
- (7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- (8) 乙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるときは、当該メールを送信する際BCCで送信すべきメールアドレスについてTOやCCで送信することを防止する機能（BCC強制変換機能等）を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

（取得の制限）

- 第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託の禁止）

- 第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者（乙の子会社を含む。）に委託してはならない。
- 2 乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。
 - 3 甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。
 - 4 乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲に届け出させなければならない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

（報告及び検査等）

- 第10条 乙は、甲に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。
- 2 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。
 - 3 乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前2項の措置を求め、又は行うことができるものとする。

（指示）

- 第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事件等の報告）

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

（個人情報保護方針の策定等）

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。

個人情報保護に係る責任体制報告書

年 月 日

山梨県知事

殿（所属名：県民生活総務課）

住 所
受託者 商号又は名称
氏 名

印

ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託業務に係る個人情報の保護に関する責任体制について、次のとおり報告します。

個人情報保護責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	
作業従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

- (注) 1 作業従事者とは、受託業務に係る個人情報を取り扱って作業に従事する者をいい個人情報保護責任者とは、作業従事者の監督その他作業現場における受託業務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。作業従事者又は個人情報保護責任者として報告された者以外の者は、受託業務に係る個人情報の取扱いが制限されます。
- 2 作業従事者が複数であるとき、作業従事者の中から個人情報保護責任者を選任することができます。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

(対象者1名毎に作成し、県に報告すること。)

様式1

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名称

代表者名

印

ひきこもり支援職業体験モデル事業インターンシップ実施状況報告書

次のとおりインターンシップを実施しましたので、委託契約書第10条第2項の規定により報告します。

対象者氏名	インターンシップ実施状況	摘要
	<p>【実施期間】 年 月 日～ 年 月 日 (日間)</p> <p>【受け入れ事業所】 法人名 代表者名 職種 所在地 電話番号</p>	

【添付書類】

- 1 当事者にかかる書類
 - ① インターンシップ実施報告書(様式1-1)
 - ② アセスメントシート(様式1-2)
 - ③ 口座振込依頼書(様式1-3)
 - ④ 自立相談支援機関等からの依頼文等の写し(生活困窮者の場合のみ)
 - ⑤ 自立相談支援機関等への報告文等の写し(生活困窮者の場合のみ)
- 2 インターンシップ受け入れ事業所にかかる書類
 - ① 請求書(様式1-4-1)
 - ② 誓約書(様式1-4-2)

様式 1 - 1

インターンシップ実施報告書

	作成年月日	年	月	日		
事業所の名称						
所在地	〒 (TEL)					
代表者職名 氏名						
従業員数	男	人	女	人	計	人
職 種						
インターンシ ップ実施状況						
摘 要	(アフターフォロー等について)					

様式 1 - 2

アセスメントシート

受付日： 年 月 日()

対象者 ふりがな 氏名： 男・女		住所 連絡先 (自宅・携帯電話)
対象者 生年月日： 年 月 日 (年齢： 歳)		
相談者・紹介者等氏名		
ひきこもり歴 (いつからか)		
ひきこもりとなった きっかけや経緯	不登校 (小・中・高・大)・受験・就職活動・職場関係・対人関係・不明・その他：	
相談経験 (相談経緯： 支援や対応など)	有・無 (相談先：) (相談した時期： 年 月)	
受診・治療の経験	有・無 (医療機関名：) (診断名：) (初診日：) (受診期間： ~)	
現在の 生活 状況	睡眠	起床 (午前・午後) 時頃、就寝 (午前・午後) 時頃、 昼夜逆転 (有・無)、不明
	食事	回 / 日 家族と (一緒・別 / 部屋食) 不明
	入浴	毎日 2 ~ 3 日毎 週 1 回 月 2 ~ 3 回 入浴しない 不明
	趣味	テレビ インターネット(タブレット)・携帯(スマホ) ゲーム 音楽 読書 不明 その他 ()
	外出	自室から出ない 家から出ない 近所のコンビニ等 趣味の用事のみ 不明
	交流	家族 親戚 友人 メール パソコン 無 その他 () 不明
	身だしなみ	普通 関心がない こだわりがある () 不明
	生活技能	調理 食器洗い 洗濯 掃除 以前はできたが、今はしない できない その他 ()
	特記事項 (現在)	

育 ち の エ ピ ソ ー ド	学業成績・こだわり・対人関係・不登校・いじめ・その他気になるエピソード等	
	幼少期	
	小学校	
	中学校	
	高校	
大学・専門学校など		
最終学歴 (在籍の有無)		中・高・専・短・大・大学院 (在・卒・中退・休学中) 不明
就 労 経 験	期 間	事業所名 (職種)
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	その他の就労・アルバイト経 験・特記事項	
家族構成		家族関係・特記事項
本人の希望：		
家族の希望：		
【ひきこもり状態にある方が社会復帰するために必要な支援について】		

※本人からの聞き取り等により記載すること。なお、生活困窮者の場合には、自立相談支援機関等からの依頼内容等も踏まえて記載すること。

山梨県知事 殿

住 所	〒 電話 ()
刀がナ 氏 名	印

口座振込依頼書

私が山梨県から支給される報償費について、次のとおり口座振込をしてください。

1 振込口座

金融機関名					本・支店名				預金種別		口座番号					
									普通							
コード					コード				当座							

担当者
確認印

※ 取扱上の注意

- (1) 振込口座は、財務規則第 79 条第 3 項に規定する金融機関の当座預金又は普通預金とすること。
- (2) 支払担当者は、本依頼書の提出があった場合は、預金通帳等により預金口座を確認のうえ、財務会計システムに当該依頼者の債権者の登録又は修正を行い、担当者確認欄に押印すること。

様式1-4-1

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名称

代表者名

印

請 求 書

令和6年度ひきこもり支援職業体験モデル事業インターンシップ受け入れにかかる謝金を次のとおり請求します。

請求金額 ¥ _____ 円

(受け入れ日数 日 × @ 2,000円)

(振込先)

銀行 支店	当座預金 No.	フリガナ	
	普通預金 No.	口座名義	

誓 約 書

私は、次に掲げる事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

(ふりがな)

氏 名

印

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者名

印

令和 6 年度ひきこもり支援職業体験モデル事業業務実績報告書

年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約書第 1 1 条及び仕様書 6 の規定により次のとおり提出します。

記

- 1 委託業務実績報告書（別紙 1）
- 2 委託業務収支決算書（別紙 2）

※ 実績のわかる資料を適宜添付すること。

委託業務実績報告書

- 1 実施体制について
 - (1) 類似事業の履行実績

 - (2) 運営体制

 - (3) 個人情報の取り扱い

- 2 事業内容について
 - (1) 現状認識・基本方針

 - (2) 職業体験
 - ① 関係機関等との連携

 - ② 当事者へのアプローチ方法

 - ③ インターンシップ
 - (ア) 企業選定、マッチング手法などの実施に向けたプロセス

 - (イ) アフターフォロー

 - ④ 自立相談支援機関等との連携について

 - (3) 実施状況

- 3 経済性について（費用対効果）

- 4 その他（効果的な提案等）

※ 項目は適宜追加し、事業ごとに内容が分かるように記載すること。

(別紙2)

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	内 容
県委託料		
その他		
合 計		

2 支出の部

区 分	金 額	内 訳
共通経費		
小 計(A)		
生活困窮者支援分 (加算額分)		合計 名
小 計(B)		
合 計(A)+(B)		

※「共通経費」には、本業務を実施するにあたり、支援対象者がひきこもり状態にある者又は生活困窮者にかかわらず、必要となる経費について記載すること。

※「生活困窮者支援分」には、生活困窮者の支援の実施にあたり、自立相談支援機関等との連絡調整、報告等業務が増加したことに伴う増加分を記載すること。

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者名

印

令和6年度ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託料請求書（精算払）

年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第14条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 ￥ 円
(契約金額 ￥ 円)

振込先口座

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
ふりがな			
口座名義			

※ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号も記載する。

様式 4

年 月 日
第 号

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者名

印

令和 6 年度ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託料請求書（前金払）

年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 ￥ 円
(契約金額 ￥ 円)

振込先口座

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
ふりがな			
口座名義			

※ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号も記載する。

年 第 号
月 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者名

印

令和 6 年度ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託料請求書（精算残額）

年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 (C) ￥ _____ 円

委託料の支払額（委託契約書第 15 条第 2 項により確定した額。）	前金払を受けている額	不足する額 (C) = (A) - (B)
(A)	(B)	(C)

振込先口座

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
ふりがな			
口座名義			

※ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号も記載する。